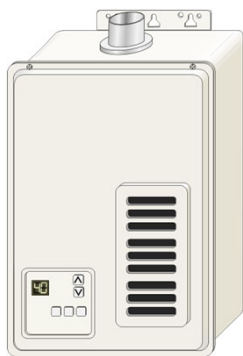


ガス消費機器の設置や取替をされる消費者の方へ

ガス湯沸器やガスふろがまを屋内に設置 する場合には、工事監督者の資格証と 氏名等の表示の貼付を確認して下さい！

- 給排気設備に不備があると**一酸化炭素中毒を引き起こす恐れがある**ことから、ガス湯沸器（小型湯沸器を除く）、ガスふろがまを屋内に設置する場合又は変更の工事を行う場合、「**特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律**」（特監法）により、**国家資格**（「ガス消費機器設置工事監督者」又は「液化石油ガス設備士」）を有する者が**実地に監督**するか又は**自ら施工**する必要があります。
- また、施工したときには、ガス消費機器の見やすい場所に**工事監督者の氏名等の表示**を付さなければなりません。



＜ガス湯沸器（強制排気式）＞



＜ガスふろがま（自然給排気式）＞

資格証の例

ガス消費機器設置工事監督者

ガス消費機器設置工事監督者資格証		
	資格証の番号	123456789
	氏 名	経済 太郎
	生 年 月 日	昭和○年○月○日
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第12条の規定によりこの資格証を交付する。		
平成○年○月○日		
資格証交付者 		

液化石油ガス設備士

液化石油ガス設備士免状		
	免状の番号	123456789
	氏 名	経済 太郎
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇xx-xx-xx
生 年 月 日	昭和○年○月○日	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定によりこの免状を交付する。		
平成○年○月○日		
〇〇県知事 		

表示の例

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	
工事業業者の氏名 又は名称及び連絡先	(株) 経済産業工務店 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
監督者の氏名	経済 太郎
資格証の番号	123456789
施工内容及び 施工年月日	機器及び排気筒設置工事 令和○年○月○日



ガス消費機器本体
や排気筒に貼付が
必要